

支援調整会議「代表者会議」の開催状況について

都における支援調整会議

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第15条第1項に基づき令和6年度から設置。
 困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために**必要な情報の交換**を行うとともに、**支援の内容に関する協議**を行う。都においては、「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」の三層で構成。

代表者会議の概要

会議の位置づけ	地域における支援体制の全体像及び調整会議全体の評価等を行う。
開催日時等	令和6年12月1日（月曜日）10時～正午まで オンライン開催（非公開）
構成員	女性福祉、児童福祉、生活福祉、障害者福祉、DV被害者支援、若年支援、安全、就労支援、人権、教育、医療、保健・衛生の各分野を代表する行政機関職員（女性相談支援センター及び女性相談支援員を含む）、女性自立支援施設、民間団体
実施内容	<ul style="list-style-type: none"> ○都における実務者会議・個別ケース検討会議の設置・開催状況 ○民間団体と連携・協働した女性支援 ○区市町村における支援調整会議の設置及び民間団体との協働の状況 ○若者向け総合相談窓口「きみまも@歌舞伎町」の実施状況 ○地域での女性支援における関係機関等との連携 等

- 行政機関、民間団体の双方から、自治体と民間団体等の関係機関が連携して支援した実例、課題等を共有
- 会議に先立ち全区市町村に支援調整会議の設置及び民間団体との協働等について調査を実施。今後の各自治体における女性支援の推進に資するよう、とりまとめた回答結果及び民間団体との協働の好事例を各自治体にフィードバック

「実務者会議」と「個別ケース検討会議」の開催状況について

1 実務者会議

会議の位置づけ

- 関係機関の実務者間での情報共有や支援に関わる課題についての意見交換等を行う。
- センター所長、センター多摩支所長が、必要に応じて招集

6年度実施方針

- 業務上最も関係の深い区市等の女性相談支援員との連絡会を実務者会議に位置付ける。
- 夜間・休日の緊急一時保護で密接に連携をとる警察との連絡会を実務者会議に位置付ける。

- ①女性相談支援員等業務連絡会 年2回開催（7月、2月）
- ②警視庁DV・ストーカー規制係との意見交換会 年1回（12月）

2 個別ケース検討会議

会議の位置づけ

- 一時保護、女性自立支援施設入所等を要する個別ケースについて、詳細な支援方針を議論

<実績（令和6年4月～12月）>

内容	回数
① 一時保護中に関係機関と支援方針等の検討・調整を実施	33
② プレ入所において施設入所前後に会議を開催	7
③ 女性自立支援施設入所後にセンターが会議を開催	28
合計	68

※原則として本人参加
本人参加が難しい場合は、事前に意向確認を実施
(全ての会議で、本人参加又は意向確認実施)

計画の推進体制

	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会	東京都困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議
設置根拠	・ 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会設置要綱	・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第15条第1項 ・ 東京都困難な問題を抱える女性への支援に関する支援調整会議設置要綱
目的・内容	東京都基本計画の推進を図る。	困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために 必要な情報の交換 を行うとともに、 支援の内容に関する協議 を行う。
会議の構成	本委員会のみ（年2回）	代表者会議（年1回）、実務者会議、個別ケース検討会議
開催	第1回 7月30日、第2回 2月20日	代表者会議 12月2日、実務者会議・個別ケース検討会議は随時

基本計画に定めた**施策の進捗状況**や**指標の達成状況**等を評価、公表

民間団体等の関係機関と連携した**支援を行うために情報共有、協議**

「代表者会議」

地域における支援体制の全体像及び調整会議全体の評価等を行う。

「実務者会議」

関係機関の実務者間での情報共有や支援に関わる課題についての意見交換等を行う。

「個別ケース検討会議」

一時保護、女性自立支援施設への入所による自立支援の際等の個別ケースについて詳細な支援方針を議論